

議案第3号

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する  
規則の施行に伴う内訓の制定について

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行  
に伴う内訓の制定について、別紙のとおり提出します。

平成22年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

内訓第200900194640号

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長  
鳥取県教育委員会事務局文化財課長  
鳥取県立むきばんだ史跡公園所長

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第 号）の施行の際、現に別表の左欄に掲げる機関に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を用いないときは、同表の右欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

平成22年4月1日

鳥取県教育委員会委員長 上山弘子

別表

妻木晩田遺跡事務所	むきばんだ史跡公園
-----------	-----------